

大阪 CDM ネットワーク会則

(名称)

- 第 1 条 本会は、大阪 CDM ネットワーク(以下「本会」という。)と称する。
2. 英文では、Osaka CDM Network と表示し、略称を O-CDM とする。

(目的)

- 第 2 条 本会は、地球温暖化対策の国際的枠組みである「気候変動に関する国際連合枠組条約」(同条約の議定書等関連条約を含む)、日本国内における地球温暖化対策に関する法令、その他地球温暖化対策に関連する政策、取り組み、活動に関する理解の促進と情報の共有を通じ、地球温暖化対策を進め、持続可能で低炭素型の社会の構築に寄与することを目的とする。特に我が国の技術・ノウハウ・経験・資金の移転を通じ、世界全体が持続可能で低炭素型の社会となるための方策に関する実践的な活動を行うためのネットワーク化の促進を目指す。

(活動)

- 第 3 条 本会は第 2 条の目的を達成するため、次の活動を行う。
- (1) 地球温暖化対策に関する情報交換
 - (2) 地球温暖化対策に関する分野別の研究会
 - (3) 地球温暖化対策に関する勉強会
 - (4) 一般公開シンポジウム等による普及啓発
 - (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(会員)

- 第 4 条 本会は、その趣旨及び第 2 条の目的を達成することに賛同する会員で構成される。
2. 会員の区分は次のとおりとする。
- (1) 本会員:法人格を有する団体とする。本会員は総会における議決権を有する。
 - (2) 賛助会員:20 歳以上の個人とする。賛助会員は総会における議決権を有しない。
3. 会員は、前項の区分に応じて、第 7 条第 1 項に規定する会費を納入する。
4. 会員は、第 3 条の活動を積極的に行う。

(世話役)

- 第 5 条 本会はその運営にかかる事務管理を行うために、世話役を置く。
2. 世話役は本会の設立発起人である公益財団法人大阪市都市型産業振興センター、公益財団法人地球環境センター及び公益財団法人オイスカ関西支部とする。
3. 世話役代表は、世話役の互選により選出する。

(事務局)

- 第 6 条 本会はその活動の事務処理業務等を行うために、事務局を設置する。
2. 事務局は公益財団法人地球環境センター(所在地:大阪市鶴見区緑地公園 2-110)内に置く。

(会費)

- 第 7 条 本会の会費は、次のとおりとする。
- (1) 本会員:一年度当たり 3 万円とする。年度途中から入会する場合は、3 万円を超えない範囲で月割り 3 千円とする。
 - (2) 賛助会員:一年度当たり 1 万円とする。年度途中から入会する場合は、1 万円を超えない範囲で月割り 1 千円とする。ただし、学生の場合は半額とする。
2. 会費は、事務局を通じて本会から請求があったとき、当該年度の会費を一括で支払うこととする。
3. 一旦納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(退会・除名)

- 第 8 条 退会を希望する会員は、事務局に申し出ることにより任意に退会できる。
2. 会員が会費を 2 年以上滞納した場合は、総会の議決を経て、退会したものとみなす。
 3. 本会員が団体または法人を解散した場合は、退会したものとみなす。
 4. 会員が本会の会則に違反し、本会の名誉を棄損し、本会の目的に著しく反し、または公序良俗を乱す行為をした場合は、総会の議決を経て、当該会員を除名することができる。

(総会)

- 第 9 条 総会はすべての本会員をもって構成する。
2. 総会は本会の最高意思決定機関とする。
 3. 総会は各会計年度中に一回以上開催する。
 4. 総会は世話役代表が招集する。
 5. 総会は本会員総数の過半数の出席により成立する。なお、委任状による意思表示は出席とみなす。
 6. 総会の議長は、出席している本会員の中から互選する。
 7. 総会の決議は、出席している本会員(委任状による意思表示出席を含む)の過半数により成立する。
 8. 総会は、前年度の活動報告・決算報告・監事報告、及び当該年度の活動計画・予算等の審議及び決議を行う(以下「定例総会」という。)。定例総会は、原則として会計年度の初期に開催する。
 9. 定例総会において、本会員の中から第 11 条に規定する監事を 1 法人選出する。
 10. 3 以上の本会員からの総会開催の要請が事務局になされた場合、世話役代表は臨時総会を招集しなければならない。
 11. その他必要に応じ、臨時総会の開催は妨げない。
 12. 臨時総会は、電子メールの発信と回答により決議を行うことができる。
 - (1) 電子メールによる臨時総会は、本会員総数の過半数の回答により成立する。
 - (2) 電子メールによる臨時総会の決議は、本会員回答数の過半数により成立する。

(会計)

- 第 10 条 本会の経費は、会費等の収入をもって充てる。
2. 会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。ただし、発足時の会計年度は平成 16 年 2 月 20 日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。

(監査)

- 第 11 条 本会に監事を置く。
2. 監事は、本会の会計を監査する。
 3. 監事は本会員の互選により毎年度 1 法人を選出する。

(守秘義務)

- 第 12 条 本会の活動を通じて知った情報等に対する守秘義務については、本会の守秘義務細則による。

(会則の改正)

- 第 13 条 本会則の改正は、総会の決議をもって行う。

- 付則 本会則は、平成 16 年 2 月 20 日から施行する。
本会則は、一部修正し、平成 18 年 4 月 21 日から施行する。
本会則は、一部修正し、平成 19 年 4 月 27 日から施行する。
本会則は、一部修正し、平成 20 年 5 月 12 日から施行する。
本会則は、一部修正し、平成 23 年 4 月 14 日から施行する。
本会則は、一部修正し、平成 25 年 4 月 26 日から施行する。